

平成20年9月26日

金融庁

総務企画局企画課保険企画室 御中

在日米国商工会議所

保険委員会

東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MTビル10階

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び  
「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」に対する意見

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年8月28日付で公表された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」に関しまして、下記の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

**Tokyo**

Masonic 39 MT Bldg. 10F  
2-4-5 Azabudai  
Minato-ku, Tokyo 106-0041  
Phone: +81 3 3433 5381  
Fax: +81 3 3433 8454

**Kansai**

Dojima Park Bldg. 5F  
1-1-8 Dojimahama  
Kita-ku, Osaka 530-0004  
Phone: +81 6 6345 9880  
Fax: +81 6 6345 9890

**Chubu**

Marunouchi Fukao Bldg. 5F  
2-11-24 Marunouchi  
Naka-ku, Nagoya 460-0002  
Phone: +81 52 229 1525  
Fax: +81 52 222 8272

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び  
「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

○ 死亡保障の対象範囲について

- ・ 規則第53条の7第2項では、「人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険であつて、被保険者が15歳未満であるもの又は被保険者本人の同意がないもの」が対象であり、「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とされております。対象外とするモラルリスクが発生する余地がない商品については、今般の改正の趣旨を踏まえ、各社ごとに判断するというところでよろしいでしょうか。

○ 既契約の取り扱いについて

- ・ 規則第53条の7第2項は、平成21年4月1日以降の保険募集に伴う契約が対象であり、施行日時点で限度額を超えている既契約については対象外であることを確認させて下さい。施行日以降に既契約の死亡保険金額を引き下げることには、契約者が有する契約上の権利を侵害することになり、契約者保護の観点から好ましくないと考えます。

○ 実施時期について

- ・ 今般公表された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、平成21年4月1日から適用するとありますが、各社の改正に伴う体制整備等については、商品内容・商品構成によって必要な対応期間が異なることに鑑み、一定の猶予期間を設けることを要望いたします。

## ○規制の事前評価について

- 今回のパブリックコメントの手続きに関連し、評価法施行令の一部改正を受けた形で、「規制の事前評価書」が公表されたことを歓迎いたします。規制の事前評価を実施・公表することは、規制制定のプロセスの透明性を高める上で非常に効果的な手法であると考えます。しかしながら、今般公表された「規制の事前評価書」の内容には、いささか疑問を持たざるを得ません。今回の改正は業界へ大きな費用負担をもたらすにも拘わらず、本改正及び代替案を実施した際に想定されるシステム開発費等に関する定量的な比較を行わないまま便益が費用を上回るとの評価を行うことは、保険会社の負担、ひいては最終的な費用負担者である保険契約者の負担を考慮しておらず、実態から乖離していると言わざるを得ません。そのため、まずは費用・便益分析をしっかりと行う必要があります。その上で、今回の法改正が、費用を最小限に抑える一方で便益が最大限となる改正となることを期待します。

以 上